

一般社団法人日本工業大学工友会定款

平成 28 年 6 月 25 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本工業大学工友会（以下、本会という。）と称する。

第 2 条 本会は、主たる事務所を埼玉県南埼玉郡宮代町学園台 4 丁目 1 番 1 号学校法人日本工業大学内におく。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦及び日本工業大学又、関連団体の健全な発展を図る事を目的とし、事業活動を行う。

- 一 会員相互の連絡、親睦に関する事業
- 二 会員の福利厚生に関する一切の支援事業
- 三 工業技術の普及向上のための講演会、研究会等の開催、奨励
- 四 日本工業大学の発展並びに在学生への援助および支援
- 五 入学希望者の推薦
- 六 その他、本会の目的を達成するための一切の事業

(公告)

第 4 条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会員

(構成)

第 5 条 本会は、次の会員をもって構成する。

- 一 正会員 日本工業大学の卒業生、大学院工学科研究科の修了者で、会費を納める者
- 二 副会員 日本工業大学に在籍したことがある者で理事会で認められた者
- 三 準会員 日本工業大学の在学生
- 四 特別会員 日本工業大学の現旧教職員及びこれに準ずる者
- 五 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会費等)

第 6 条 正会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 7 条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 総正会員が同意したとき
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- 三 死亡又は失踪宣告をうけたとき
- 四 除名又は任意退会

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 本会の定款又は規則に違反したとき
- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に総会の日から1週間以上前までに通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第10条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

2 本会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が本会に通知した居所にあて行うものとする。

第3章 役員・代議員

(役員を設置)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上20名以内
 - 二 監事 2名以上4名以内
- 2 理事より、会長1名、副会長2名を理事会の議決にて選定、解職する。
- 3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

(代議員を設置)

第12条 本会に代議員を置く。

2 代議員及び役員をもって法人法上の社員とする。

(理事の職務権限)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、本会の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対し事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、総会に対し本会の業務及び財産状況を報告する義務がある。

(役員・代議員の選任及び任期)

第15条 役員及び代議員の選任は次の通りとする。

一 理事は正会員より選出する。なお、理事候補は地域支部および理事会から推薦し、役員推薦委員会で選出し、総会の承認を得るものとする。

二 監事は役員推薦委員会にて選出し、総会の承認を得るものとする。ただし、他の役員と兼任することはできない。

三 代議員は正会員から選出する。なお代議員は代議員推薦委員会にて選出する。

四 役員推薦委員会及び代議員推薦委員会の委員は、会長が若干名指名する。

2 役員及び代議員の任期は次の通りとする。

一 任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

二 補欠として選任された場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

三 理事及び監事は、第 11 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事及び監事としての権利義務を有する。

(報酬)

第 16 条 役員及び代議員の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を支給することができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第 17 条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第 4 章 総会

(構成)

第 18 条 総会は、役員及び代議員をもって構成する。この総会をもって法人法上の社員総会とする。

2 総会における議決権は、総会を構成する役員及び代議員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 19 条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 役員を選任又は解任
- 二 定款の変更
- 三 会員の除名
- 四 解散及び残余財産の処分
- 五 事業報告及び決算の承認
- 六 事業計画及び予算の承認
- 七 理事会において総会に付議した事項

(開催)

第 20 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 21 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、代議員の全員の同意がある場合には書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き招集手続きを省略することができる。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときはその総会において、出席した役員及び代議員の中から議長を選出する。

(決議)

第 23 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 正会員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 監事の解任

五 その他法令で定めた事項

3 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決し、または代理人に表決を委任することができる。この場合、社員は出席したとみなす。

(決議及び報告の省略)

第 24 条 理事又は代議員が総会の目的である事項について提案をした場合において当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が代議員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名捺印する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事のなかから議長を選出する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長、事務局長の選定及び解職
- 四 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第 28 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会は、3 箇月に 1 回以上開催する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、決議について特別の利害関係を有する理事を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、出席した理事の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会長、副会長、事務局長の選定及び解職
- 二 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 31 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 33 条 本会の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- 一 事業報告及びその附属明細書
 - 二 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
 - 三 財産目録
- 2 本会の活動に係る経費は、別途定める。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 本定款は、総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第 35 条 本会は、次の事由によって解散する。

- 一 総会の特別決議
- 二 正会員が欠けたとき
- 三 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- 四 破産手続開始の決定
- 五 その他法令で定める事由

(剰余金)

第 36 条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第 37 条 本会が解散した場合に残余財産がある時は、学校法人日本工業大学に帰属する。

第 8 章 補則

(顧問)

第 38 条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関し会長の諮問に答えて意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とし、任期は 2 年とし再委嘱は妨げない。

(法令の根拠)

第 39 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(実施細則)

第 40 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

(委員会)

第 41 条 本会の事業を的確かつ効率的に運営するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第 42 条 本会に事務局を置き、諸業務遂行上の事務を担当する。

2 事務局の組織、運営については理事会の決議を得て、会長が別に定める。

3 事務局には事務処理のため事務局長、職員及び嘱託を置くことができる。

4 事務局長は、理事会の決議により会長が任免し、職員及び嘱託の採用は、会長が任免する。

(地域支部)

第 43 条 適宜の各地区に地域支部を設けることができる。

(学科支部)

第 44 条 学科別の学科支部を設けることができる。

附則

1 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から 2011 年 3 月末日までとする。

2 本定款は、2011 年 3 月に一部改正。

3 本定款は、2012 年 11 月に一部改正し、2013 年 4 月 1 日に施行。

4 本定款は、2014 年 6 月 7 日に一部改正。

5 本定款は、2016 年 6 月 25 日に一部改正。